監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査、同条第2項の規定に基づく行政監査、同条第5項の規定に基づく随時監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年10月30日

 山形市監査委員
 玉
 田
 芳
 和

 同
 村
 山
 秀
 幸

 同
 浅
 野
 弥
 史

記

1 定例監査及び行政監査

(1) 監査の対象部課等 財政部 財政課、市民税課

商工観光部 産業政策課

- (2) 監査の期間 令和5年9月13日から令和5年10月25日まで
- (3) 監査の範囲

ア 定例監査 令和4年度の事務事業の執行状況

イ 行政監査 令和4年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

ア 定例監査

部課等名	監査の結果		
財政部 財政課	指摘する事項はなかった。		
財政部 市民税課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 法人市民税の減免において、初年度は減免申請書を受理し、決定何を作成のうえ決定しているが、次年度以降、減免申請書の提出を求めておらず、減免決定何が作成されていなかった。		
商工観光部 産業政策課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置 を講じられたい。 1 出張について、復命書による復命がされていないものがあった。 2 やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会への運営資金の貸付事 務において、貸付金が返済期限までに返済されていなかった。		

イ 行政監査

部課等名	監査の結果
財政部 財政課	該当する監査項目はなかった。
財政部 市民税課	該当する監査項目はなかった。
商工観光部 産業政策課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 各種団体の経理事務において、預金通帳と口座の届出印の管理を同一の職員が行っていた。 ・ 山形市中小企業連盟 ・ 山形市ビジネスサポート協議会

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点

ア 定例監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか(合規性)を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に 行われているかを主眼として監査を実施した。

(7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

2 随時監査及び行政監査

- (1) 監査の対象部課等 農林部農村整備課
- (2) 監査の期間 令和5年9月22日から令和5年10月25日まで
- (3) 監査の範囲

農村整備課に係る令和4年度の各種団体等の経理事務

(4) 監査の結果

随時監査及び行政監査

部課等名	監査の結果	
農林部	指摘事項	
農村整備課	次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置	
	を講じられたい。	
	1 各種団体等の経理事務において、次のようなものがあった。	
	(1) 負担金総額に対する繰越金の割合が 100%を超えているが、	
	翌年度の負担金の免除等を検討していなかったもの	
	・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会	

- (2) 経理事務等に関する規程は定めているがその内容が不十分であったもの
 - · 山形市有害鳥獸被害防止対策協議会
- (3) 支出伺票に記載された予定金額と見積書に記載された見積金額が異なるもの
 - · 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会
- (4) 支出伺票に記載された予定金額と請求書に記載された請求金額が異なるもの
 - 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会
- (5) 負担金の返納にあたり、起案に記載された金額と振込額が異なっていたもの
 - · 山形市有害鳥獸被害防止対策協議会
- (6) 会計処理規程に定められた会計年度の末日を過ぎた収入支出を、前年度分として帰属させ処理していたもの
 - 山形市有害鳥獸被害防止対策協議会
- (7) 立替払をしていたもの
 - · 山形市有害鳥獸被害防止対策協議会
- (8) 役員会後に開催された懇親会(飲食を伴う)に係る経費に関し、事務局職員である市職員全額分についても団体から支出されていたもの
 - ・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会
- (9) 決算の監査が、会計処理規程に定められた期間を過ぎてから 実施されていたもの
 - 山形市有害鳥獣被害防止対策協議会
- (10) 旅費の調整を行う際に、調整担当課長への合議をしていなかったもの
 - ・ 馬見ヶ崎川・五堰水利調整協議会
- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点
 - ア 随時監査 財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか (合規性)を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施 した。
 - イ 行政監査 事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、法令等に基づき適正に行 われているかを主眼として監査を実施した。
- (7) 監査の方法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
認定特定非営利活動 法人やまがた育児サ		子育て支援施設あ~べ運営費補助金

ークルランド		37,482,460円
		子育て支援事業感染症対策物品等整備事業費
		補助金
		537,159円
		保育所等感染症対策物品等整備事業費補助金
		400,000円
		べにっこひろば及びべにっこひろば子育て
		支援センター指定管理料
		84,493,200円
一般社団法人山形勤	商工観光部	山形勤労者福祉サービスセンター補助金
労者福祉サービスセ	産業政策課	10,000,000円
ンター		

- (2) 監査の期間 令和5年9月4日から令和5年10月25日まで
- (3) 監 査 の 範 囲 令和4年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
認定特定非営利活動法 人やまがた育児サーク ルランド こども未来部こども未 来課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 子育て支援施設あ~べ運営費補助金の交付事務において、補助金交付決定伺に補助対象経費が記載されていなかった。(こども未来課) 2 べにっこひろば及びべにっこひろば子育て支援センターの施設管理において、警備報告書による機械警備セット忘れの指摘が、12月から3月の間で1日1件あった。(認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド)
一般社団法人山形勤労 者福祉サービスセンタ ー 商工観光部産業政策課	指摘する事項はなかった。

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点
 - ア 団体(財政援助団体)に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

- イ 所管部課等に対する監査 監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- (7) 監 査 の 方 法 監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査する

とともに、関係職員からの聞取り等により監査を実施した。